

## 新財産権担保法および2011年10月以降に 豪州の鉱業・エネルギー会社に与える影響

### 現在の豪州における担保権登記

オーストラリアには、100を超える様々な連邦法、州法および特別地域法に基づき100を超える担保権登記が存在しており、かかる登記や法律は、40を超えるオーストラリアの政府機関によって運用されています。

### 予定されている変更とは?

現在30を超えるオーストラリアの政府機関が管理している約70もの既存の連邦法、州法および特別地域法に取って代わるものとして、2011年10月より、財産権に対する担保権を規律する単一の国家制度の導入が提案されています。

この新制度は、連邦法である財産権担保法（PPSA法）に包含されています。

「財産権の担保権登記簿」が作成され、そこに、担保権者の最善の保護と権利を確保するため、あらゆる財産権に対するあらゆる形態の担保権を登記しなくてはなりません。担保権の中には、登記がないと他の請求権に対する優先権を失ってしまったり、まったく消滅してしまうものもあります。財産権の担保権登記簿は、財産権の担保権者やかかる財産の売買を行う者が確実性を得られるよう設計されています。

### 「財産権」とは何か?

財産権とは、土地所有権、鉱物・石油の探査権、土地の一部を構成する定着物、水利権および一定の法定のライセンスを除くあらゆる形態の財産を意味します。

財産権には、契約上の権利（合弁事業契約や共同操業契約等）、株式、自動車、設備、在庫、債権および一定の知的財産権も含まれます。

土地等の不動産に対する担保権の登記は今回の制度の対象外であり、既存の登記簿への登記が必要です。

新制度は単純なものではなく、特に鉱物・石油の探査権をめぐるいくつかの複雑な問題がありますので、以下説明します。

### 主要トピック

2011年10月に新担保権制度がオーストラリアで導入される

銀行のみならず、すべての企業に影響が及ぶ

鉱業・エネルギー会社が大きな影響を受ける

権利保全のためには、対抗措置が必要である

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

神山 達彦（かみやまたつひこ）

直通電話番号：03-5561-6395

電子メール：

[Tatsuhiko.Kamiyama@cliffordchance.com](mailto:Tatsuhiko.Kamiyama@cliffordchance.com)

Mark Pistilli（マーク・ピスティリ）

直通電話番号：+61 28922 8001

電子メール：

[Mark.Pistilli@cliffordchance.com](mailto:Mark.Pistilli@cliffordchance.com)

Michael Lishman（マイケル・リシュマン）

直通電話番号：+61 892625 502

電子メール：

[Michael.Lishman@cliffordchance.com](mailto:Michael.Lishman@cliffordchance.com)

Ian Cochrane（イアン・コックレーン）

直通電話番号：+61 892625 506

電子メール：

[Ian.Cochrane@cliffordchance.com](mailto:Ian.Cochrane@cliffordchance.com)

Peter Kilner（ピーター・キルナー）

直通電話番号：03-5561-6619

電子メール：

[Peter.Kilner@cliffordchance.com](mailto:Peter.Kilner@cliffordchance.com)

## 「担保権」とは何か？

広義の担保権とは財産に対して人が有する権益で、金銭の支払や義務の履行を実質的に担保するものです。

一部のリースやその他の契約の中には、金銭の支払や義務の履行を担保するものではない場合であっても、担保権とみなされるものがあります。

鉱業・エネルギー会社によく見られる多くの取決めは、新制度の対象となる種類の担保権を付与するものです。そのうちのいくつかを以下にご説明します。

## 鉱業・エネルギー会社が直面する多くの問題点には、どのようなものがあるか？

PPSA 法は、鉱業・エネルギー会社の活動に広範囲な影響を及ぼします。

いくつかの重要分野における影響を、以下に簡単にご紹介します。

### 合弁事業

合弁事業契約および共同操業契約の多くは、すでに実施されているものであっても今回の新制度の適用対象となります。一定の債務不履行条項、希薄化条項 (dilution provision) および共同担保 (cross charge) の規定があれば、その契約は新制度の適用対象となります。

鉱業・エネルギー会社は、そのすべての合弁事業契約および共同操業契約について、変更は必要か、また登記の必要はあるか、見直しを行うよう助言されています。

### 設備

一部の設備リースを含む設備に対する担保は、今後、登記がなされるべき担保権となる可能性があります。

設備が、設置されている土地の「定着物」であるか否かについては、慎重な検討が求められます。なぜなら、定着物は新制度の適用対象とはならないからです。この点は、一定の設備、とりわけ地中を通るパイプライン、洗浄プラント等の建物、その他固定備品の主要部分が含まれるものについて、難しい問題を生じる可能性があります。

### ライセンスおよび許認可

新制度において、土地に対する権益ではないライセンスおよび許認可は、登記が必要な担保権となる場合があります。

### その他、適用対象となる一般的な契約

「チャージ (担保権の一種)」、「質権」、「ファームイン契約」、「ロイヤルティ契約」、「設備供給契約」、「オフテイク契約」および「製品販売契約」のような契約は、すべて適用対象となる可能性があるため、登記の必要性について検討する必要があります。

### 秘密保持

PPSA 法においては、財産権に対する担保権を含む書類は登記の必要があります。登記簿は公開情報のため、ビジネス上の機密情報は書類から外しておく必要があります。

### 一部の登記済既存担保権の自動移行

財産権に対する既存の担保権ですでに登記が行われているもの（オーストラリア証券投資委員会に登記されているチャージ等）は、その一部が、新たな財産権の担保権登記簿に「自動的に移行」します。

新たな財産権の担保権登記簿に自動的に移行しない登記簿もあります。

鉱物・石油の探査権（PPSA 法上の「財産権」の定義には該当しません。）への担保権は、財産権の担保権登記簿には登記されません。これらの担保権は、すでに設定済のものも含め、鉱山局登記簿に登記されることになっています。

### 倒産時における担保権の取得および保護

倒産の際には、財産権に対する担保権の最善の保護を図るため、実施すべき大変重要な措置があります。

### 影響についての検討

多くのオーストラリアの鉱業・エネルギー会社は、現在、PPSA 法とこれにより 2011 年 10 月に導入される新制度の与える影響についての検討に忙殺されています。

これらの会社は、「財産権」を対象とする締結済のすべての書類、PPSA 法の影響を受けるすべての資産およびあらゆる種類の取り決め、ならびに今後適切な担保権登記を行っていくための新たな方針の実施についての確認作業に追われています。

### 日本企業に付与されている担保権

日本企業も、オーストラリアにある資産に対する担保権について、オーストラリアのみならず日本においても登記が必要かどうか、検討の必要があります。

---

本クライアント・ブリーフィングはテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本クライアント・ブリーフィングは、法律その他のアドバイスを行うものではありません。クリフォードチャンスは、本クライアント・ブリーフィングに基づく行為により生じた事態には一切責任を負いません。無断複写・複製・転載を禁じます。

[www.cliffordchance.com](http://www.cliffordchance.com)

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh\* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

\* Clifford Chance also has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh